

東日本大震災復興特別貸付等【復興】

令和3年度概算要求額 **10.0億円（14.0億円）**

事業の内容

事業目的・概要

- 東日本大震災により被害を受けた中小企業・小規模事業者に対して、資金繰りの円滑化及び事業の復興を支援するため、日本政策金融公庫が「東日本大震災復興特別貸付」等による低利融資を行います。

成果目標

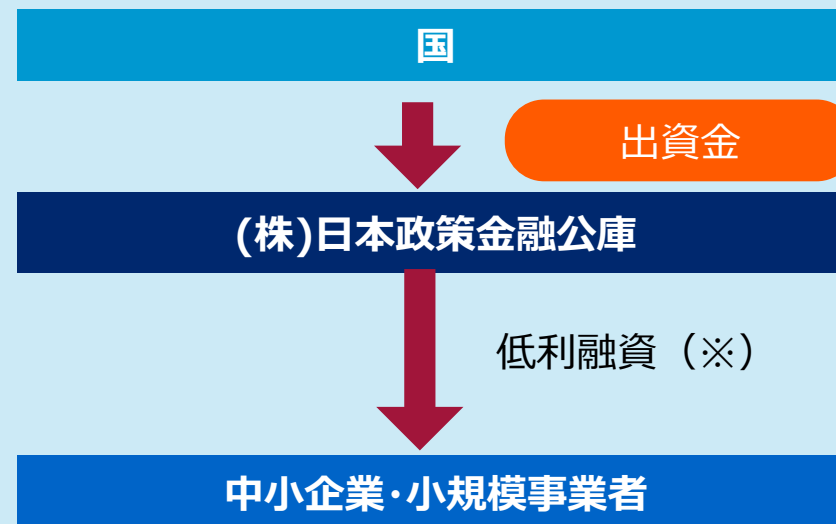
- 日本政策金融公庫が、東日本大震災により被害を受けた中小企業・小規模事業者に対して「東日本大震災復興特別貸付」等により低利融資を行うことで、被災事業者の資金繰りの円滑化及び事業の復興を支援します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

- 日本政策金融公庫が中小企業・小規模事業者に対して「東日本大震災復興特別貸付」等による低利融資を行うために必要な財政支援を行います。



事業イメージ



※主な低利融資の内容

- ①直接又は間接被害を受けた企業
当初3年間：基準利率－1.4%（最大）
4年目以降：基準利率－0.5%（最大）
 - ②震災の影響を受け業績が特に悪化している企業
基準利率－0.3%
 - ③雇用の維持・拡大に努める企業：
基準利率－0.2%
- ②と③の要件を満たす場合：
基準利率－0.5%

基準利率（災害貸付）：中小企業事業1.11%、国民生活事業1.36%
（令和2年9月1日現在）